

居宅介護支援及び介護予防支援 重要事項説明書

社会福祉法人 明東会
居宅介護支援事業所 おさなぎ



居宅介護支援及び介護予防支援 重要事項説明書

1. 事業者概要

事業所名称	社会福祉法人 明東会 居宅介護支援事業所 おさなぎ
主たる事務所の所在地	山形県東根市中島通り一丁目 25 号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	社会福祉法人 明東会 理事長 中村 哲也
管理者名	大瀧 賢
電話番号	0237-47-1234
介護保険指定番号	0671700375
指定の種別	居宅介護支援、介護予防支援
通常のサービス提供地域	(居宅介護支援) 東根市 天童市 村山市 河北町 (介護予防支援) 東根市 (その他の地域：ご相談のうえ適切に対応)

2. 職員体制

管理者（主任介護支援専門員兼務）	1 名（兼任）
介護支援専門員	常勤 4 名以上

- ①管理者は介護支援専門員の管理、業務実施状況の把握等の管理を一元的に行います。
②介護支援専門員は居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画を作成します。

3. 営業時間及び連絡体制

電話番号 0237-47-1234

FAX 番号 0237-47-4888

営業時間 月曜日～金曜日 8：30 ～ 17：30 土曜日 8：30 ～ 12：30

休日 日曜祝祭日及び 12 月 30 日の 12：30 ～ 1 月 3 日

連絡体制 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

※緊急以外のお問い合わせは営業時間内にお願いいたします。

4. 事業の目的

事業所の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対して、適切な居宅介護支援及び介護予防支援を提供することを目的とします。

5. 運営の方針

- (1) 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限り住み慣れた居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援いたします。
- (2) 利用者の心身の状況や置かれている環境等を踏まえ、常に利用者の立場に立ち、利用者が自己選択・自己決定できるよう支援いたします。
- (3) 利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等はい行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、実施時の利用者の心身の状況、ならびに緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- (4) 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、公正中立な立場でサービスの調整を行います。
- (5) 利用者は、居宅サービス計画書および介護予防サービス計画に位置付ける事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所を位置付けた理由の説明を求めることができます。
- (6) 介護支援専門員は、サービス提供事業所から伝達された利用者の情報や、モニタリング等で把握した利用者の状態など、必要な情報を主治医や関係機関へ適切に情報提供いたします。
- (7) 入院時の医療機関との円滑な情報連携および退院支援のため、入院された際には、ご本人またはご家族より当事業所名および担当介護支援専門員名を医療機関へお伝えくださいますようお願いいたします。
- (8) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス機関等と綿密に連携しながら支援を行います。
- (9) 利用者の人権擁護および虐待防止のため、必要な体制整備を行うとともに、従業者に対して研修を実施するなど必要な措置を講じます。
- (10) 厚生労働大臣が公表する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、居宅介護支援および介護予防支援を適切かつ効果的に実施するよう努めます。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話等でお申し込みください。介護支援専門員がご自宅を訪問し、ご本人およびご家族と面接いたします。契約締結後、サービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

① 利用者からの契約解除

文書または口頭でお申し出いただければ、いつでも契約を解除することができます。

② 事業者からの契約解除

i 事業者のやむを得ない事情により契約を終了する場合は、契約満了日の 30 日前までに、理由を明示した文書で通知することにより解除することができます。この場合、他の指定居宅介護支援事業者および指定介護予防支援事業者に関する情報を提供いたします。

ii 利用者またはその家族等が、事業者もしくは介護支援専門員に対し、暴力行為、ハラスメント、その他不適切な行為を行い、事業者の申し入れにもかかわらず改善が見込まれず、本契約の目的を達成することが困難となった場合は、直ちにサービスの提供を終了することがあります。

【ハラスメントの例】

- ・大声や威圧的な態度、暴言、侮辱的発言
- ・長時間にわたる不当な拘束や過剰な要求
- ・職員個人への執拗な干渉、詮索、私的接触の強要
- ・SNS 等での誹謗中傷や名誉を傷つける行為
- ・人種、性別、年齢等に基づく差別的発言
- ・正当な理由のない度重なる苦情やクレーム

(3) 自動終了

以下の場合は、双方からの通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が介護保険施設等へ長期入所されることが見込まれる場合
- ② 利用者の要介護認定区分及び要支援認定区分が「自立」又は「事業対象者」と認定された場合
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合

7. 居宅介護支援および介護予防支援の内容

(1) 相談場所

利用者の居宅、または事業所の相談室等で行います。

(2) アセスメント

利用者の居宅を訪問し、利用者およびご家族と面接のうえ、抱えている問題や解決すべき課題を分析・把握します。

① 課題分析の方法

(居宅介護支援) 厚生労働省通知に示された課題分析標準項目を満たす方式により実施します。

(介護予防支援) 厚生労働省通知に示された「介護予防支援業務に係る関連様式例」におけるアセスメント領域を満たす方式により実施します。

② サービス担当者会議の開催

利用者の居宅等において開催し、利用者の状況に関する情報を共有するとともに、居宅サービス計画および介護予防サービス計画の原案について専門的見地から意見を求めます。

③ 居宅サービス計画および介護予防サービス計画の実施

④ モニタリングおよび記録

(居宅介護支援の場合)

特段の事情がない限り、少なくとも月1回は利用者と面接し、その結果を記録します。原則として利用者の居宅を訪問して面接を行います。基準の要件を満たす場合には、少なくとも2月に1回の居宅訪問実施を条件に、訪問しない月はテレビ電話装置等を活用して面接を行うことがあります。

(介護予防支援の場合)

特段の事情がない限り、定められた期間ごとに利用者の居宅を訪問して面接を行います。基準の要件を満たす場合は、少なくとも6月に1回の居宅訪問実施を条件に、訪問しない期間はテレビ電話装置等を活用して面接を行うことがあります。

また、訪問しない月においても、電話等により実施状況を確認し、状況に変化がある場合は居宅を訪問して確認します。少なくとも月1回はその結果を記録します。

(その他の支援内容)

- ① 計画の変更・見直し
- ② サービス事業所との連絡調整
- ③ 介護保険施設等の紹介
- ④ 要介護認定等の申請援助および相談援助
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 主治医等への計画書の交付
- ⑦ その他必要な支援

なお、以下の内容は介護保険制度上の居宅介護支援および介護予防支援の範囲外となるため、公平性・中立性を保つ観点からお引き受けできません。

(例: 身体介助、家事援助、金融機関手続きの代行、外出付き添い、住宅修繕、日常的な安否確認、救急車同乗、身元保証、支援に直接関係のない行政手続き等)

8. サービス提供の記録

- (1) 事業所は、指定居宅介護支援および介護予防支援の提供に関する記録を作成し、契約終了後5年間保管します。

- (2)利用者は、営業時間内に自己に関するサービス実施記録を閲覧することができます。
- (3)他の居宅介護支援事業所または介護予防支援事業所の利用を希望される場合は、計画の実施状況に関する書面を作成し、交付します。

9. 利用料

事業者が提供する居宅介護支援および介護予防支援の利用料は、別紙料金表のとおりです。

10. 守秘義務および個人情報の保護

- (1)事業所および従事者は、業務上知り得た利用者および家族の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。契約終了後も同様とします。
- (2)従事者が退職後も守秘義務を負うことを、雇用契約時に取り決めています。
- (3)医療上緊急の必要がある場合は、医療機関等へ必要な情報を提供することがあります。
- (4)個人情報を使用する場合は、あらかじめ文書により同意をいただきます。

11. 事故発生時の対応

- (1)サービス提供に伴い事故が発生した場合は、速やかに市町村および家族等へ連絡し、必要な措置を講じます。
- (2)事業者または介護支援専門員の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、その損害を賠償します。

12. 緊急時の対応

サービス提供中にけがや体調急変等が発生し、生命・身体・健康に危険が生じた場合またはその恐れがある場合は、速やかに医師および家族へ連絡し、必要な措置を講じます。

13 虐待防止に関する措置

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業者へ周知徹底します。
- (2)虐待防止のための指針を整備します。
- (3)虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- (4)虐待が疑われる事案を発見した場合は、市町村へ通報します。

14. サービス内容に関する相談・苦情

- (1)事業所の苦情相談窓口

社会福祉法人 明東会 居宅介護支援事業所 おさなぎ
管理者 大瀧 賢

電話番号 0237-47-1234

FAX 番号 0237-47-4888

(2)その他の相談窓口

お住まいの市町村 介護保険担当窓口

山形県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理室

電話番号 0237-87-8006

居宅介護支援料金表

要介護認定を受けられた方は、**介護保険から給付されますので自己負担はありません**。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、1 ヶ月毎に料金をいただき、後日各市町村窓口で申請すると全額払い戻しされます。

① 基本料金

	居宅介護支援費 I (i) (取扱件数 45 件未満)	居宅介護支援費 (ii) (取扱件数 45 件以上 60 件未満)	居宅介護支援費 (iii) (取扱件数 60 件以上)
要介護 1・2	10,860 円／月	5,440 円／月	3,260 円／月
要介護 3・4・5	14,110 円／月	7,040 円／月	4,220 円／月

② 加算料金

加算項目	料金	算定要件
初回加算	3,000 円／月	新規に居宅サービス計画を作成した場合、及び要介護状態区分の 2 段階以上の変更認定を受けた場合
入院時情報連携 加算 (I)	2,500 円／月	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。 ※ 入院日以前の情報提供を含む。 ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
入院時情報連携 加算 (II)	2,000 円／月	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。 ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む
退院・退所加算 <u>連携 1 回</u> カンファレンス参加 有	6,000 円／月	退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 ただし、「連携 3 回」を算定できるのは、そのうち 1 回以上について入院中の担当医等との会議（退院時
カンファレンス参加 無	4,500 円／月	
<u>連携 2 回</u> カンファレンス参加 有	7,500 円／月	

カンファレンス参加 無	6.000 円／月	カンファレンス等)に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行ったうえで居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
<u>連携3回</u> カンファレンス参加 有	9.000 円／月	※入院又は入所期間中につき1回を限度。
緊急時等居宅 カンファレンス加算	2.000 円／月	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
通院時情報 連携加算	500 円／月	・利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合 ※一月に一回の算定を限度。
ターミナルケア マネジメント加算	4.000 円／月	・24 時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 ・在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合
特定事業所加算Ⅱ	4.210 円／月	(1)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置している。 (2)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置している。 (3)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催する。 (4)24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。 (5)当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 (6)地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例

		に係る者に指定居宅介護支援を提供している。 (7) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。 (8) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない (9) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満である。 (10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。 (11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。 (12) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している
介護職員等 処遇改善加算	居 宅 介 護 支 援 費 の 所 定 総 単 位 数 の 2.1%相当	厚生労働省が定める基準に基づき、介護支援専門員等の処遇改善を実施している場合に算定する ・ キャリアパス要件および職場環境等要件を満たす - または ・ 令和8年度特例要件: ケアプランデータ連携システムに加入し、利用する

附則 令和8年4月1日 施行
令和8年6月1日 一部改正

介護予防支援料金表

要支援認定を受けられた方は、**介護保険から給付されますので自己負担はありません**。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、1 ヶ月毎に料金をいただき、後日各市町村窓口で申請すると全額払い戻しされます。

①基本料金

	介護予防支援費（Ⅱ）
要支援 1・2	4,720 円／月

②加算料金

加算項目	料金	算定要件
初回加算	3,000 円／月	新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し、指定介護予防支援を行った場合。
介護予防介護職員等処遇改善加算	介護予防支援費の所定総単位数の 2.1%相当	厚生労働省が定める基準に基づき、介護支援専門員等の処遇改善を実施している場合に算定する ・ キャリアパス要件および職場環境等要件を満たす または ・ 令和 8 年度特例要件: ケアプランデータ連携システムに加入し、利用する

附則 令和 8 年 4 月 1 日 施行
令和 8 年 6 月 1 日 一部改正

別紙Ⅱ

令和 7年 9月 ～ 令和 8年 2月	各サービス計画数 ケアプラン総数		事業所名	紹介率 (%)
	(%)			
訪問介護	15.5	%	ニチイケアセンター 東根	21.6
			訪問介護ステーション なごみ	20.6
			ヘルパーステーション もり	19.2
通所介護	61.1	%	デイサービスセンター おさなぎ	40.9
			デイサービス まごころ	11.0
			デイサービスセンター 第二白水荘	9.5
地域密着型 通所介護	1.3	%	デイサービス 和っしょい	100
福祉用具貸与	52.6	%	さふらん東根店	65.7
			(株)かんきょう 山形支店	16.5
			(株) ライフケアサポート	10.6